

補 足 資 料

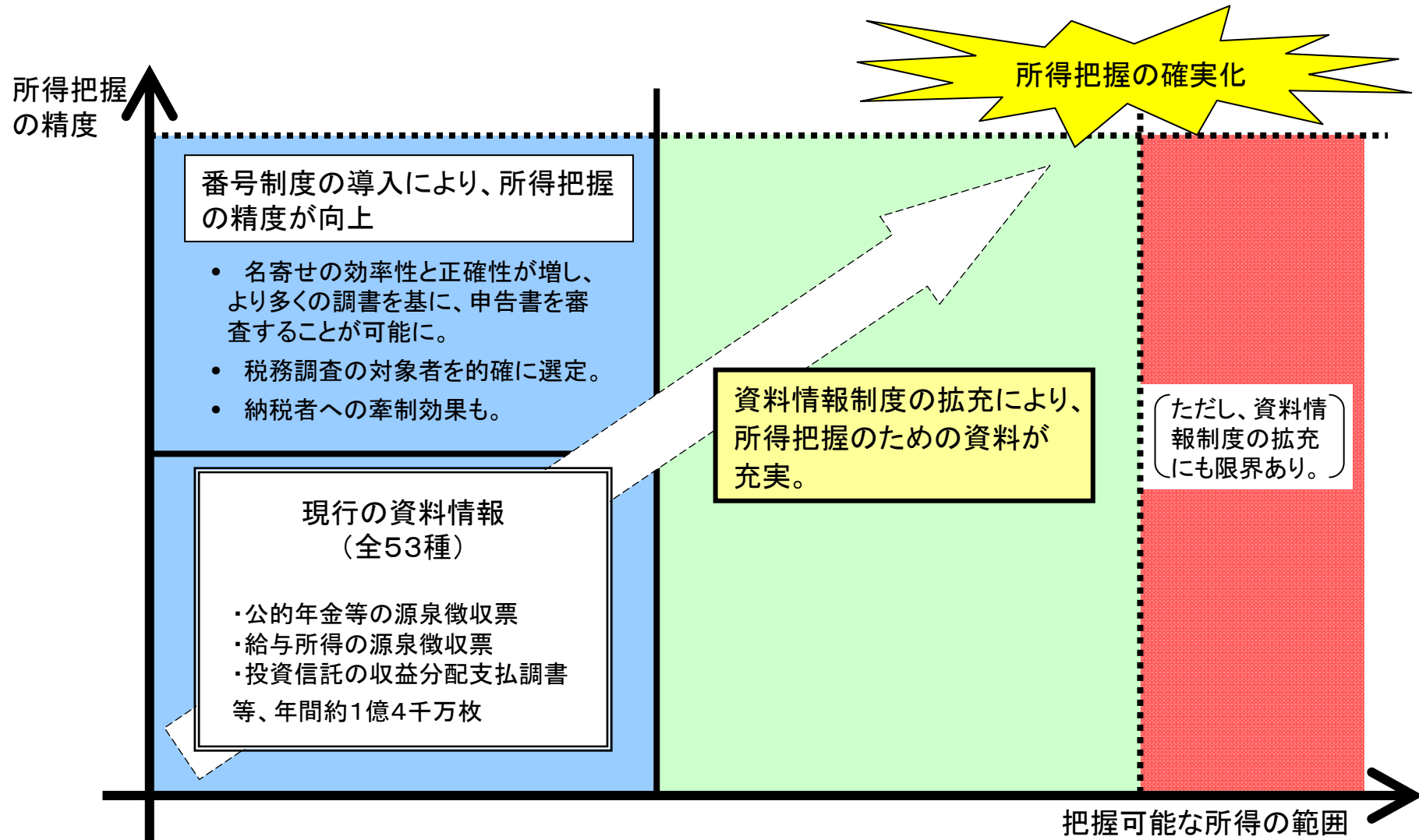
**個人付番されている既存の番号制度について
(税務に利用する視点からの整理)**

	住民票コード	基礎年金番号
根拠規定	・ 住民基本台帳法	・ 国民年金法施行規則【改正後:国民年金法】 ^注
付番機関	・ 市区町村(都道府県又は全国センターにおいても管理)	・ 社会保険庁【改正後:厚生労働大臣】 ^注
付番対象者	・ 居住者(東京都国立市、福島県矢祭町は不参加)	・ 公的年金加入者等(外国人も含む)
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳事務の簡素化・効率化(転入・転出事務等) ・ 国の行政機関等への情報提供(法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定) ・ 住民に対する様々なサービス提供(条例による市町村独自の利用等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金の制度運営の一層の適正化 <li style="padding-left: 20px;">未加入問題への対応 <li style="padding-left: 20px;">併給調整の適正化 <li style="padding-left: 20px;">行政サービスの向上(年金相談・年金裁定)
留意点	固有性の観点	・ 我が国で唯一、すべての住民に対し1対1の付番が完了している。
	可視性の観点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人に番号が通知されているが、住基カード上には明記されていない。 ・ 住基法では、民間事業者(給与の支払者や金融機関等)が、住民票コードの告知を求めることが一切禁止されている。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金制度未加入者が付番されていない。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金手帳等に番号が記載されている。 ・ 現状においては、民間事業者が、基礎年金番号の告知を求めることは、法令上規制されていない。 【改正後:年金事業者を除き、基礎年金番号の告知を求めることが法律上禁止される。】^注

(注) 「改正後」は、社会保険庁改革関連法(平成19年6月30日成立)による改正後のものであり、平成22年1月1日から施行の予定。

資料情報の範囲の見直しの必要性

- 「番号制度」の導入により、税務当局に提出される資料情報について、名寄せの効率性、正確性が高まり、所得把握の精度が向上。
- これと併せて資料情報の範囲を見直すことにより、一層確実な所得把握が可能となる。



(2009年7月)

		日 本	アメリカ	オーストラリア	イギリス(注4)	フランス
フ ロ イ ド	金融所得					
	・ 利子	× (源泉分離課税)	○	○	○	○
	・ 配当	○	○	○	○	○
	・ 株式譲渡	○	○	○	○	○
	事業所得	×	×	×	×	×
ス ト ツ ク	給与所得	○	○	○	○	○
	不動産譲渡	○	○	×	○	○
	国内送金、預金の入出金	×	○	× (注3)	×	×
	海外送金	○	○	× (注3)	×	× (但し、記録保存義務あり)
ス ト ツ ク	金融資産					
	・ 預貯金口座開設	×	× (但し、記録保存義務あり)	○	×	○
	・ 株式保有	×	×	×	○	×
ク	不動産	×	×	×	×	×
	貴金属	×	×	×	×	×
	海外資産	×	○	×	○	○

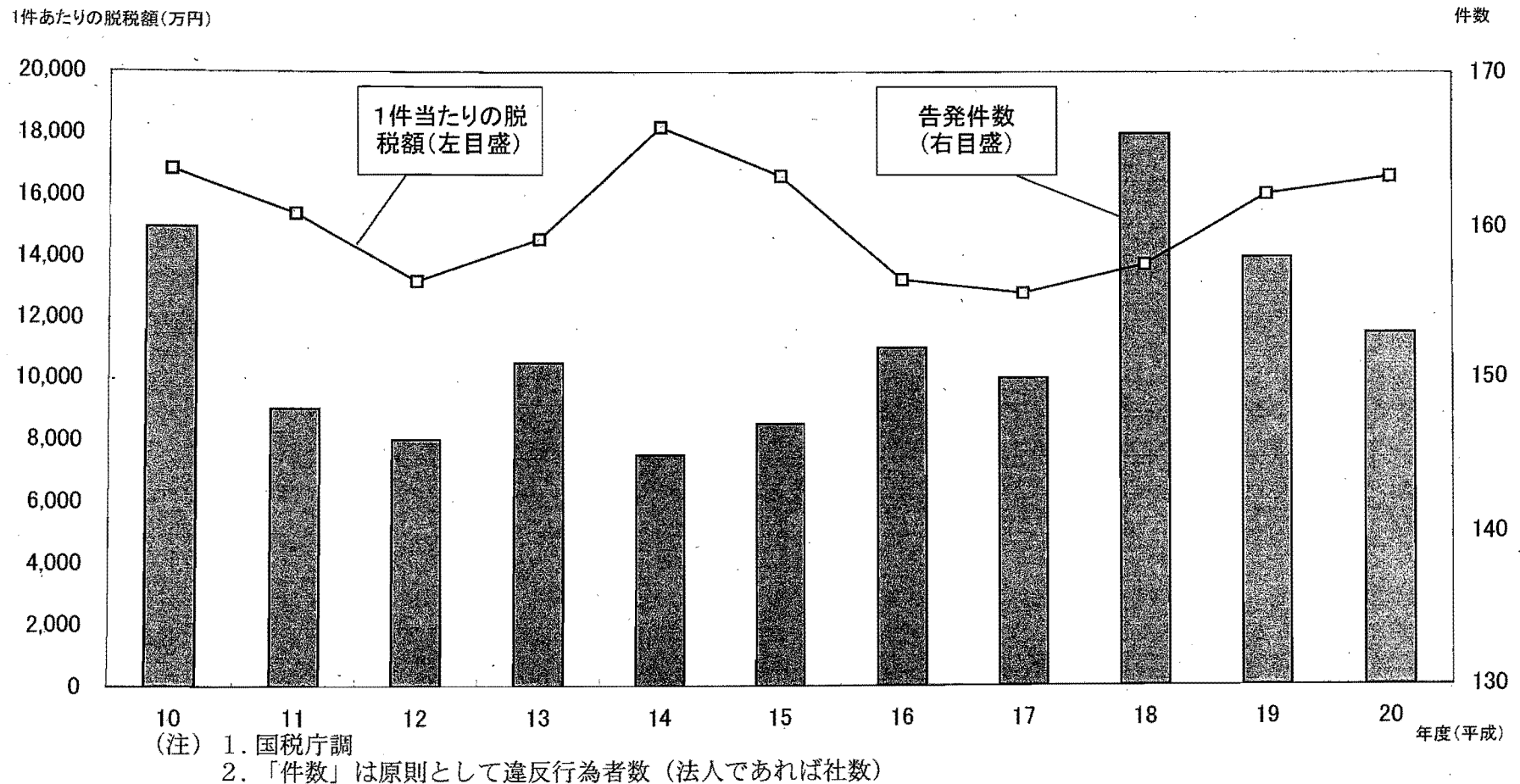
- (注) 1. 「資料情報」とは、取引の内容等を記載した資料を税務当局に提出することを義務付けている資料をいう。
 2. 上記資料情報の有無は、主なものについて記載しており、一定の提出省略基準があることに留意する必要がある。(例：年間支払額500万円以下の給与所得源泉徴収票、金融機関を経由する国外送受金等で1回あたり100万円以下の送金等調書等)
 3. オーストラリアにおいては、「国内送金、預金の入出金」及び「海外送金」に係る一定の取引について、マネーロンダリング及びテロ資金対策のための政府機関に対する報告義務が設けられているところ、その情報を税務当局も利用することができる。
 4. イギリスにおいては、資料情報の提出義務者は、税務当局の求めに応じて、資料情報を提出しなければならない。
 5. ドイツには、資料情報制度は原則として存在しないが、代替的役割を果たし得る制度として、関係者の情報提供、官庁間の相互協力、裁判所及び連邦、自治体の諸官庁の課税情報の通知義務がある。

(参考) 納税者番号	なし	あり	あり	あり(注)	なし
------------	----	----	----	-------	----

(注) イギリスにおいては、国民保険番号(National Insurance Number)が税務目的の一部用いられている。

最近の国税犯則事件の状況

- 告発件数は、概ね年間150～160件前後で推移している。
- 1件当たりの逋脱税額（脱税額）は概ね1億5千万円程度であるが、近年は上昇傾向にある。
- 最近は、大口の無申告事案、源泉所得税の不納付事案、消費税の不正還付事案が増加している。



最近の犯則事案（例）

- 脱税犯**（現行：5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科（罰金は最高脱税額以下まで可））
 - ・法人の代表者が、借名名義で事業を行い、4課税期間にわたり70億円の所得を秘匿
⇒【判決】懲役4年・罰金6億円

- 単純無申告罪（申告書不提出）**（現行：1年以下の懲役又は20万円以下の罰金）
 - ・外国為替証拠金取引（FX取引）を行っていた者が、10億円の運用益を全く申告せず
⇒【判決】懲役1年（執行猶予3年）

- 源泉所得税不納付罪**（現行：3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又は併科（罰金は最高脱税額以下まで可））
 - ・料飲店経営者が、ホステスに支給した報酬等から徴収した源泉所得税のうち2億3,000万円余りを納付せず、私的に費消
⇒【判決】懲役2年（執行猶予4年）・罰金6,100万円

- 不正還付の未遂**
 - ・消費税課税事業者が、自ら架空の輸出免税売上及び国内課税仕入を行ったように装い、消費税還付申告書を提出したところ、税務署長が不正に気づき還付を留保
⇒処罰規定なし

税法違反に対する刑事罰則の体系（現行）

違反行為	刑事罰	参考（行政罰）
① 虚偽申告・無申告	過少申告	○過少申告加算税 (10%、期限内申告税額又は 50 万円 のいずれか多い金額を超える部分 は 15%)
	無申告	○単純無申告罪（申告書不提出の行為のみを評価） ・ 直接税⇒ 1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金 ・ 間接税⇒ 10 万円以下の罰金又は科料
	不正行為による過少・ 無申告・受還付	○重加算税 (過少 35%、無申告 40%)
② 源泉徴収不納付	○源泉所得税不納付罪 ・ 3 年以下の懲役若しくは 100 万円（情状により脱税額）以下の罰金又は併科	○不納付加算税 (10%)
③ 調査・徴収活動の妨害	申告書不提出	○（単純無申告罪（再掲））
	調書の不提出等	○【法定調書】虚偽記載・不提出罪（1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金） ○【財産債務明細書・総収入金額報告書等】
	検査拒否等	○検査忌避罪 ・ 直接税⇒ 1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金 ・ 間接税⇒ 10 万円以下の罰金又は科料
	滞納処分妨害	○滞納処分妨害罪 ・ 3 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又は併科
④ 滞納		○延滞税 (原則 14.6%)

（注）租税に関する罰則の法定刑については、昭和 56 年に現行の水準まで引き上げられたが、それ以降見直されていない。

他の主要な経済犯における罰則の例

法律名	罪名等	現行の法定刑	参考（直近の改正）
金融商品取引法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不正行為、風説の流布、相場操縦行為等 ・ 虚偽の情報開示 	10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科	平成18年に各々懲役刑・罰金刑を引上げ (5年⇒10年、500万円⇒1,000万円)
知的財産権の侵害 罪に対する罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許法関係 ・ 商標法関係 	10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科	平成18年に各々懲役刑・罰金刑を引上げ (5年⇒10年、500万円⇒1,000万円)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意匠法関係 		平成18年に懲役刑・罰金刑を引上げ (3年⇒10年、300万円⇒1,000万円)
ヤミ金融に対する 罰則の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸金業法（無登録営業等） 	10年以下の懲役若しくは3,000万円以下の罰金又はこれを併科	平成18年に懲役刑・罰金刑を引上げ (5年⇒10年、1,000万円⇒3,000万円)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出資法（著しい高金利の貸付） 		平成18年に懲役刑・罰金刑を引上げ (5年⇒10年、1,000万円⇒3,000万円)
詐欺による破産・ 更生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破産法関係 	10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科	平成16年に罰金刑を付加 (罰金刑なし⇒1,000万円)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社更生法関係 ・ 民事再生法関係 		平成16年に各々罰金刑を引上げ (200万円⇒1,000万円)
刑法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詐欺罪 	10年以下の懲役	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務上横領罪 		

納税者憲章について

OECD 租税委員会「納税者の権利と義務—プラクティス・ノート」(仮訳) (抄)

納税者憲章

- 21 納税者憲章は、納税者の税務に関する権利・義務をわかり易い言葉で要約しかつ説明して、こうした情報をより多くの納税者に周知させ理解させようとする試みである。
- 22 ほとんどの国の納税者憲章は、若干の国においてルーリング（税務取扱決定文書）を構成しうるとはいえ、法令の説明文書（手引文書）であって、それ自体は法的な文書ではない。一般的に、納税者憲章は、関係法令に含まれているもの以上に権利義務を加えるものではない。
- 23 本ガイダンスで示されている議論に基づき、納税者憲章にみられる憲章の基本的事項例を添付している。ただし、これら基本的事項例及びそこで述べられている内容が、全ての税務当局に当てはまるとは限らない。納税者憲章の作成にあたっては、その管轄における租税政策、法制環境、執行実務及び文化を適切に反映しなくてはならない。したがって、たとえ納税者憲章がない国であっても、納税者憲章が公布されている国と同様に、納税者の権利が実務上保護されていることにも留意する必要がある。

納税者憲章の基本的な記載事項例 (OECD 報告書)

(1)納税者の権利	(2)納税者の義務
①情報提供・支援・意見聴取を受ける権利	⑦誠実に対応する義務
②不服申立ての権利	⑧協力義務
③正当税額のみを支払う権利	⑨正確な情報・書類の期限内提出義務
④予測可能性の確保	⑩記帳・帳簿等の保存義務
⑤プライバシーの権利	⑪期限内納付義務
⑥個人情報保護	(3)税法上の義務不履行の場合に納税者が受けうる制裁 (行政上・刑事上の措置)

(出典) “Taxpayers’ Rights and Obligations – Practice Note (2003)” (OECD Committee of Fiscal Affairs Forum on Tax Administration) による。

OECD 加盟国における納税者憲章の制定状況(主な国)

(2009年11月現在:未定稿)

国名	納税者憲章	制定年(注1)	性格(注2)	備考
カナダ	納税者権利憲章	1985年	公文書	
ニュージーランド	納税者憲章	1986年	公文書	
イギリス	納税者憲章	1986年	公文書	○当初1986年に公文書として制定されたものは、2003年に事実上廃止。 ○2009年・財政法により、2009年7月に憲章の作成・公表の根拠規定が創設(同11月制定)。
フランス	①調査を受ける納税者の権利と義務に関する憲章 ②納税者憲章	①1987年 ②2005年	①公文書 ②公文書	①1987年の租税手続法の改正により、税務当局が税務調査実施前に同憲章を納税者に交付することとされた。 ②「簡便、尊重、公正」の3大理念に基づき、利用者と税務当局それぞれの権利・義務をわかりやすくまとめたもの。2005年5月に納税者委員会に提示された後、公表された。
アメリカ	納税者としてのあなたの権利	1988年	公文書	○1988年の税制改正法において、納税者の権利等を簡潔に説明した声明文を財務長官が作成・配布することとされた。
アイルランド	納税者憲章	1989年	公文書	
スウェーデン	納税者権利憲章	1996年	公文書	
オーストラリア	納税者憲章	1997年	公文書	
韓国	納税者権利憲章	1997年	公文書	○国税基本法(1997年改正)により、国税庁長官が憲章の制定及び告示を行うこととされた。
トルコ	納税者権利宣言	2005年	公文書	
オーストリア	納税者憲章	2008年	公文書	
スペイン	納税者権利保障(法)	1998年	法律	—
イタリア	納税者権利章典	2000年	法律	—
ドイツ	なし	—	—	—
日本	なし	—	—	—

(注1) 制定年とは、各国において最初に納税者憲章が制定された年であり、上記に示した納税者憲章が制定された年ではない場合がある。

(注2) 公文書とは、課税当局発表のもので、納税者の権利等をわかりやすくまとめた声明文あるいは法律において規定している納税者の権利を平易にまとめた公式文書をいう。

国税に関する不服申立制度

- 国税の不服申立手続においては、処分の大量性、争いの特殊性から、「異議申立て」及び「審査請求」の手続を設け、原則としてこれらの手続を経た後に原処分の取消訴訟を提起できることとし、納税者の簡易・迅速な救済と、争訟の合理化を図っている。
- また、審査請求については、特に審理の客観性・公正性を高める観点から、執行とは分離された、国税庁の特別の機関である「国税不服審判所」が行うこととしている。

